

平成30年夏季一時金要求・回答状況(速報第1報)

【速報集計・単純平均（1組合あたり平均）】

◇ 平均要求額	760,863円
◇ 平均回答額	692,951円
◇ 平均妥結額	711,780円

- 大阪府総合労働事務所が、府内に所在する約2,000労働組合を対象として調査し、6月1日にまとめた夏季一時金要求・回答・妥結状況(速報集計第1報)は以下のとおりです。【単純平均（1組合あたり平均）】

◇ 要求・回答・妥結額の水準

区分	平成30年 (第1報・6月1日集計)	平成29年 (第1報・6月2日集計)
要求	(301組合) 760,863円	(302組合) 749,718円
回答	(243組合) 692,951円	(300組合) 639,940円
うち、妥結	(208組合) 711,780円	(280組合) 649,180円

◇ 企業規模(従業員数)別回答・妥結状況

企業規模 (従業員数)	集計 組合数	回答額(円)	うち、妥結	
			集計組合数	妥結額(円)
29人以下	31	652,288	29	664,215
30～99人	36	534,221	29	542,931
100～299人	68	617,197	57	646,897
299人以下	135	603,128	115	625,046
300～999人	57	785,786	46	793,954
1,000人以上	51	826,963	47	843,574

◇ 産業別要求・回答・妥結状況【単純平均】

全産業計	要求状況		回答状況		妥結状況	
	要求組合 (組合)	要求額 (円)	回答組合 (組合)	回答額 (円)	妥結組合 (組合)	妥結額 (円)
	301	760,863	243	692,951	208	711,780
製造業計	206	742,641	175	680,707	156	698,489
食料品・たばこ	13	746,556	11	x	10	850,855
繊維、衣服	6	615,688	5	560,673	5	560,673
木材、家具・装備品						
パルプ・紙・紙加工品						
印刷・同関連	4	518,630	3	346,603		
化学	26	844,524	28	802,044	24	830,920
石油・石炭製品	1	x	2	x	2	x
プラスチック製品	2	x	2	x	2	x
ゴム、皮革製品						
窯業・土石製品	15	1,010,000	14	689,643	14	689,643
鉄鋼	27	664,860	25	624,816	21	628,353
非鉄金属	11	630,472	6	574,151	6	574,151
金属製品	28	634,124	21	569,872	17	584,548
機械器具	55	776,873	45	708,562	42	719,292
電子部品・デバイス	2	x				
電気機械器具	7	589,877	3	584,975	3	584,975
情報通信機械器具						
輸送用機械器具	6	787,707	8	755,946	8	755,946
その他の製造	3	913,188	2	x	2	x
非製造業計	95	800,374	68	724,463	52	751,654
農林水産業						
鉱業・採石・砂利						
建設業	2	x	2	x	1	x
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業	1	x	17	1,094,388	14	1,099,767
うち、通信・放送			4	x	3	2,196,097
うち、情報サービス						
うち、情報制作(出版等)	1	x	13	x	11	800,768
運輸業・郵便業	65	794,385	27	587,116	24	600,506
うち、私鉄・バス等	2	x	3	665,589	2	x
うち、道路貨物輸送	52	786,250	16	x	15	532,358
うち、郵便業						
うち、その他	11	x	8	x	7	x
卸売・小売業	15	737,579	19	630,261	13	x
金融・保険、不動産、物品賃貸業	1	x				
うち、金融・保険業						
うち、不動産業						
うち、物品賃貸業	1	x				
学術研究、専門・技術サービス業						
飲食店、宿泊業						
生活関連サービス業、娯楽業	1	x	1	x		
医療、福祉、教育、学習支援業	1	x				
うち、教育・学習支援業	1	x				
うち、医療・福祉						
複合サービス業、サービス業	9	900,363	2	x		
うち、複合サービス事業	1	x	1	x		
うち、自動車整備・機械修理	2	x	1	x		
うち、賃貸・広告業						
うち、その他	6	942,125				

※ 集計組合数が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「x」で表示しています。
また、秘匿とする数字が差引計算により判明する場合は、さらに他の箇所を「x」で表示しています。

【参 考】

- ◇ 支給月額が算出可能（平均賃金が明らか）な175組合における受結状況
(単純平均)

区 分	平均賃金	受結額	支給月数
受 結	289,515円	703,167円	2.43か月

(※) 本結果は、速報第1報時点で受結済みの208組合を母数としています。

- ◇ 受結額が明らかな同一組合における対前年比較
(単純平均・集計対象組合数：186組合)

区 分	平成30年	平成29年	対 前 年 比 金 額 (率)
受 結	713,377円	690,150円	23,227円 (3.4%)

(※) 本結果は、速報第1報時点で受結済みの208組合のうち、前年の受結額も明らかな同一の186組合で比較したものです。

なお、本結果の詳細分析については、詳細分析報告にて発表（8月2日予定）
します。

【今後のホームページでの公表予定】

速報第2報 6月26日（火曜日）

最 終 報 7月27日（金曜日）

詳細分析報告 8月 2日（木曜日）

※最終報については、改めて報道発表いたします。

- ◆ 総合労働事務所 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



産業別統一要求一覧（一時金関連）

平成30年6月1日現在

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
電機連合	<ul style="list-style-type: none"> 平均で年間5ヵ月分を中心とし、「産別ミニマム基準」は年間4ヵ月を確保する。 直接雇用の非正規労働者についても、正規労働者に見合った水準に引き上げる取り組みを行う。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月15日まで	3月14日まで
UAゼンセン	<p>【正社員組合員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4ヵ月分を必ず確保し、成果配分を要求する。 年間5ヵ月を基準に各部門で決定する。 <p>【短時間組合員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間2ヵ月を基準。 正社員と同視すべき場合は、正社員と同様の要求。 <p>【業務連動型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 算式は労使合意事項とし、毎年点検・確認する。 4ヵ月分を最低限確保し、標準的な業績の場合に5ヵ月分程度(年間4～6ヵ月程度)となるよう設計。 一時金が6ヵ月を越える場合は、賃金その他の労働条件改善を優先する。 	6月上旬まで	6月末日まで
JAM	<ul style="list-style-type: none"> 年間5ヵ月基準または半期2.5ヵ月基準の要求とする。 最低到達基準として、年間4ヵ月または半期2ヵ月とする。 	5月24日	6月14日
自動車総連	<ul style="list-style-type: none"> 年間5ヵ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月末まで	集中回答日 3月14日 4月末まで
情報労連	<ul style="list-style-type: none"> 「年間収入の確保・向上」を図る観点から前年実績を確保したうえで、さらなる上積みをめざすこととする。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	—	—
私鉄総連	<ul style="list-style-type: none"> ○年間臨時給 2017年度の協定月数を堅持する。 削減を余儀なくされた組合については、回復分を強く要求する。 年間5ヵ月に満たない組合は、5ヵ月を要求する。 協定は、夏冬別途ではなく、年間協定とする。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月8日付	大手回答指定日 3月15日14:00 中小回答日 3月20日15:00まで
交通労連	<ul style="list-style-type: none"> 年間での要求及び賃金と同時要求・同時妥結を基本として、年収の引き上げに取り組む。 (1)トラック：1人平均100万円中心 (2)軌道・バス：目標5ヵ月以上、最低でも3ヵ月以上 (3)ハイヤー・タクシー：臨時給制度がある場合、前年実績（年間）＋年収1.75% (4)自動車学校・一般業種：6ヵ月（最低4ヵ月以上を獲得目標とし、前年実績がこれを上回る組合の獲得目標は前年実績以上とする） <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	原則2月末まで 遅くとも3月末までに提出	4月末までの解決を目標とし、遅くとも6月末までに全闘争参加組合が解決できるよう取り組む。

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
J E C連合	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニマム基準を年間4ヶ月とする。 ・業績連動型一時金制度を導入している場合は、同業他社ならびに内部留保や地域間格差等、充分比較検討した上で、制度が適正な設定となっているか検証する。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	原則として 2月23日までに 提出	3月第3週を解決に向けた回答ゾーンとし、3月14日を集中回答日とする。 (遅くとも4月内の決着をめざす。)
全電線	<ul style="list-style-type: none"> ・年間要求:「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」の2つの要素に基づき要求。 ・平均方式:生活保障部分と成果反映部分を併せて5ヵ月を中心。 ・最低保障方式:産別ミニマム基準として4ヵ月。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月20日	3月14日 中小 3月15、16日
フード連合	<ul style="list-style-type: none"> ・年間6ヵ月以上を基本とし、最低でも年間4ヵ月以上を確保する。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月21日～28日	3月15日
電力総連	<ul style="list-style-type: none"> ・年間要求:「年間4ヵ月を最低水準」とし、過去の妥結実績、企業業績、生産性向上や職場実態などを勘案した要求を行う。 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月20日 (遅くとも3月末まで)	遅くとも4月末まで
運輸労連	<ul style="list-style-type: none"> ・年間要求120万円以上(5ヵ月以上・前年同額) ・夏季一時金60万円以上(2.5ヵ月以上) 	2月13日	4月14日
全国一般大阪	<ul style="list-style-type: none"> ・基準内賃金の3ヵ月 <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月末まで	3月9日
印刷労連	<ul style="list-style-type: none"> ・平均要求基準として年間で基準内賃金4ヶ月を中心 (季別の場合は夏季、年末とも2ヶ月を中心) 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
J R連合	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
J R総連	<ul style="list-style-type: none"> ・単組ごとに設定 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
基幹労連	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別部会でのまとまりを重視した要求を行う ・要求基準はJCMの「年間5ヵ月以上を基本」とする考え方を踏まえ、要求方式ごとに設定 ・構成要素は「生活を考慮した要素」と「成果を反映した要素」 ・各要求方式で示した水準以上を目指すことができる組合は、増額に取り組む ・財源確保は、「組合員平均」または「基準労務構成に基づく支給財源方式」 (1)「金額」要求方式: 「生活を考慮した要素」は、120万円ないし130万円 「成果を反映した要素」は、40万円を基本に設定 (2)「金額+月数」要求方式:40万円+4ヵ月を基本 (3)「月数」要求方式:5ヵ月を基本 (4)業績連動型決定方式:中期ビジョンの考え方を踏まえる <p style="text-align: right;">【年間要求方式】</p>	2月9日に集中して行う。 (要求提出ゾーンを2月9日～23日に設定。遅くとも2月末日までに要求提出できるよう努力する。)	3月14日 (以後、業種別部会毎に回答の集中化を図るものとする。)

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
航空連合	<ul style="list-style-type: none"> ・年間一括協定の締結を原則とする。 ・成果の公正配分を求める。 ・年間5か月以上の確保を目指し、前年実績を上回る要求を行う。 ・有期雇用社員・パート労働者への処遇改善と適正な成果配分を求める。 <p style="text-align: center;">【年間要求方式】</p>	3月上旬	3月 月内決着
化学一般	<ul style="list-style-type: none"> ・新賃金の2.5か月を基準（※関西地本：年間5.5か月） ・欠勤等の控除条件の緩和等による支給条件の改善 ・長期病欠者の最低保障80%の確保、遅刻等に対する懲罰的控除の廃止 	3月2日	3月14日、22日
全印総連	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも最低で基準内賃金の2か月分。これを実績でクリアしている組合では、基準内賃金の3.5か月分以上とする。 	3月1日	3月14日
建交労	<ul style="list-style-type: none"> ・要求額90万円 	2月15日	7月25日まで
全国一般府本	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月分以上とする。 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
医労連	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期一時金の(2.5ヶ月+α)以上の保障。 	単組ごとに設定	3月14日
生協労連	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季一時金は、正規・パートとも前年実績からの上積みを目指す。 ・均等待遇実現の立場から、すべての労働者への一時金制度の確立・復活を目指す。 	2月23日まで	3月14日
JMITU	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以上。 ・継続雇用者・パート・契約社員なども同月数。派遣・請負にも一時金を支給。 ・査定、成果主義、業績連動の導入・拡大を認めない。年間協定反対。 	5月22日	6月6日
新聞労連	<ul style="list-style-type: none"> ・前年夏要求実績額以上（労連平均で2.66か月）とする。 	5月23日	① 6月1日 ② 6月8日 ③ 6月13～15日 ④ 6月22、23日
全港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部毎に要求方針を確立（昨年実績を下回らない要求内容） 	6月上旬	6月末
全日建近畿	<ul style="list-style-type: none"> ・年間200万円以上(セメント、生コン) ・トラック支部は120万円 <p style="text-align: center;">【年間要求方式】</p>	春闘時、年間	—
出版労連	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季一時金（最低指標）「誰でも30割、63万円以上」 ・要求方式「月例賃金の○割（+○円）」 	3月1日	3月14日、22日、29日
全倉運	<ul style="list-style-type: none"> ・例月賃金の3か月分を基準 	3月13日	3月27日
民放労連	<ul style="list-style-type: none"> ・半年収方式による月例賃金と夏期一時金の同時要求・同時決着をめざす。 ・2007年の半年収を取り戻すことをめざす。クリアしている労組は直近の過去最高を超えることをめざす。 	2月28日	3月14、28日
泉州労連	<ul style="list-style-type: none"> ・2.3か月以上を要求 ・2018年春闘要求の積み残し要求 	6月1日	6月15日
大阪港湾労組	<ul style="list-style-type: none"> ・6月19日までに要求方針を決定する 	6月19日	6月末頃

※網掛けは年間要求方式である。また、年間要求方式の産別でも、単組・支部により季毎で取り組んでいる組合もある。

※「—」は統一した要求提出日及び回答指定日が設定されなかったこと等による。